

茶園防霜施設修繕事業 Q&A

Q 1. どのような事業が補助対象になりますか？

A 1. 茶業経営及び茶の生産の安定化を目的として、耕作する茶園に設置されている設置後 12 年が経過した防霜施設（防霜ファン、防霜用棚式被覆又はスプリンクラー）の修繕が対象となります。

Q 2. 補助対象経費の範囲はどこまでですか？

A 2. 修繕に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）です。出張費なども修繕に必要な費用であるため、対象となります。

Q 3. 当補助事業では、どの程度の金額の補助が受けられますか？

A 3. 補助対象経費の 10 分の 2 以内です。ただし、修繕に係る経費が 25,000 円を超えない場合は、補助対象外となります。また、上限は 10 万円／施設です。

Q 4. 補助事業の対象期間はいつまでですか。

A 4. 補助金の交付を受けようとする年度の（以下「交付年度」という。）の前年度の 1 月 1 日から、交付年度の 12 月 31 日までです。
令和 7 年度の申請にあたっては、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに修理が終了している事業が対象となります。

Q 5. 当補助事業の申請にあたっては、どのような手続きが必要になりますか？

A 5. 当事業を活用する際に必要な手続きは、次のとおりです。

- | | |
|------------|--|
| (1) 修繕の連絡 | 故障が判明し、修繕が必要になった場合は、随時 J A の営農指導担当の方へご連絡ください。連絡があった方から優先して、予算の範囲内で受付けます。 |
| (2) 修繕の実施 | 故障した箇所がわかる写真を撮影後、修繕を行ってください。
<u>※ 配電盤の故障等写真による故障箇所の確認が困難な場合は、修繕業者による証明書が必要です。</u> |
| (3) 調査 | 修繕を行った箇所を確認するため、必要に応じて市がお伺いします。 |
| (4) 申請書の提出 | 必要な書類を添付して、農業政策課に申請します。 |

【必要書類】

- ①申請様式一式
- ②修繕の見積書・領収書

③故障個所の写真または故障の証明書及び修理部品の写真

④修繕後の写真

⑤修理した防霜施設の場所がわかる地図

(5) 補助金確定通知

(6) 補助金の請求・支払

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

静岡市役所農業政策課 お茶のまち推進係 電話 054-354-2089